

平成25年度京都市立病院機構総合情報システムの設計業務委託業者募集要項

地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）における総合情報システムの設計業務を適正かつ円滑に進めていくことを目的として、委託業者を募集します。

なお、本募集により選定する委託業者に対しては、下記2に示すとおり京都市立病院機構総合情報システム構築における設計業務を委託するものです。

記

1 応募資格

応募できる事業者は、法人その他の団体で、京都市立病院機構総合情報システム構築におけるシステム設計を実施するうえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ、次に掲げる資格を有するものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (4) 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。（入札参加資格決定通知書の写しを添付）
- (5) 公告の日から入札の日において、競争入札参加資格停止を受け、その期間中でないこと。
- (6) 公告の日から過去5年以内に、京都市同様複数病院を有する地方公共団体において共通化を目指した病院情報システムの調達仕様書作成業務、工程管理・稼働判定を含めた導入支援業務の受託し完遂した実績を有すること。（契約書の写しを提出）
- (7) 公告の日から過去5年以内に、京都市同様政令指定都市が設立した病院又は地方独立行政法人が設立した病院において、病院情報システム関連業務の受託実績を有すること。（契約書の写しを提出）
- (8) 公告の日から過去5年以内に、京都市立病院と同程度の病院において、複数の大手ベンダの電子カルテシステムの導入実績を有すること。（契約書の写しを提出）
- (9) ISO9001及びCMMIレベル3以上の認証を取得していること。また、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。（認定・認証の写しを提出）
- (10) コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整っていること。（要員の資格を明記した組織体制図とともに認定証等の写し提出）

2 業務の内容

(1) 業務名

平成25年度京都市立病院機構総合情報システムの設計業務

(2) 予定価格

金 17,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(3) 最低制限価格

金 12,250,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(4) 委託仕様書

別紙「平成25年度京都市立病院機構総合情報システムの設計業務」委託仕様書の通りですが、これ以外の業務について受託者と協議のうえ委託することがあります。

3 委託期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

4 応募書類の提出

(1) 提出を要する書類

ア 表紙（所定様式）

イ 会社概要

ウ 上記1「応募資格」で定める資料

エ 見積書

見積金額は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記入すること。

契約金額は、見積金額に100分の105を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

オ 提案書

カ その他の提案（他社との差別化事項、アピールポイントなど）

※ ア、イ及びカは、それぞれA4用紙1枚とすること。またウの各項目もそれぞれA4用紙1枚にまとめること。エ及びオはA4用紙とすること。

(2) 提出部数

正本1部，副本7部

(3) 提出先及び提出方法

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1-2 京都市立病院事務局医事課（システム担当）
持参又は郵送による。

(4) 提出期限

平成25年12月20日（金）午後5時（郵送の場合は必着）

(5) 応募辞退の場合

応募書類提出後の辞退の場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。

5 応募に関する留意事項

(1) 応募書類の変更

提出された応募書類の変更は認めません。ただし、軽微な誤字・脱字等の修正については、この限りではありません。

(2) 応募書類の返却

提出された応募書類は返却しません。

(3) 費用負担

応募に要する費用は、応募者の負担とします。

(4) 問い合わせ先

〒604-8845 京都府京都市中京区壬生東高田町1の2

京都市立病院医事課医事システム担当（大栢，前川）

電話：075-311-5311

FAX：075-311-5367

問い合わせに対する回答は個別に行うが、機構が必要と認めた事項について、機構ホームページにおいて質問及び回答を掲載（質問者名は非公開）することがあります。なお、この質問及び回答は本募集要項と一体とし、不知であることによる異議申し立ては一切認めません。

(5) 書類の追加提出

機構が必要と認めた場合は、追加書類の提出を依頼する場合があります。

(6) 応募者の失格要件

次のいずれかに該当する場合は、原則として当該応募者は失格とします。

ア 提出期限を過ぎてから応募書類の提出があった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本募集要項に反すると認められる場合

(7) 選定結果の通知

電子メール、郵送または電話連絡とします。

(8) 選定結果の公表

選定した事業者名のみ、機構ホームページに掲載します。

(9) 選定後の手続

提案の内容を基に、履行条件などについて協議の上、契約を締結します。この際、受託候補者との協議が調わなかった場合は、順位の高かったものの順に新たな受託候補者とし、協議を行います。

(10) 意義申立て

選定結果についての異議の申立ては受け付けません。

(11) その他

本募集要項に定めのない事項は、必要に応じ、担当者から別途指示します。

6 委託事業者の選定

次の各審査項目について、審査委員会が総合的に審査の上、すべての参加者について順位を定め、最も評価が高い者を受託候補者としてとして選定します。なお、評価が同等の場合は委託費用の見積額が低い者を優先します。

- (1) 会社概要及び公立複数病院における業務受託実績（配点：15）
- (2) システムの共通化を進めるための工夫（配点：15）
- (3) 費用対効果を高めるための提案（配点：20）
- (4) 経営の質向上に資するための工夫（配点：10）
- (5) 作業の進め方及び作業分担（配点：20）
- (6) 作業スケジュール（配点：10）
- (7) 全体計画書，調達計画書，調達仕様書等の成果物の記載事項及び概要（配点：30）
- (8) 推進体制及び統括責任者，要員の経歴（配点：20）
- (9) 見積額（配点：60）

7 その他

- (1) プロポーザルに関して用いる言語は日本語，金銭の支払に用いる通貨は円とします。
- (2) 委託業者の選定の通知が終了するまでの間，審査委員会の委員及び京都市立病院事務局医事課に対する営業活動は禁止します。
- (3) 提案書（その他の文書を含む）の作成及び提出等の本プロポーザルに要する費用は，提出者の負担とします。
- (4) 選定された提案書（その他の文書を含む）の内容は，実現を約束したものとみなします。
- (5) 本業務の受託業者と資本関係のある企業は，次期システムの調達事業者となることができません。